３　認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における法第十五条の七第二号の経済産業省令で定める方法は、前項の規定にかかわらず、調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額から、第十三条の三の三第一号から第五号までに掲げる額（当該再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額に限る。）及び当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量に発電側託送供給料金に相当する額を乗じた額の合計額を控除する方法とする。

（交付金相当額積立金の取戻し）

第十三条の三の九　［略］

２・３　［略］

４　経済産業大臣が、法第十五条の十一第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者は、第一項第三号の場合に該当することについて法第十五条の九の確認を受けたものとみなす。

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　［略］

２　［略］

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。）の解体等の実施に要する費用に充てる場合にあっては、解体等を行うことを証する書面（解体等を完了した場合には解体等を完了したことを証する書面）及びその費用の額を証する書面（当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面を含む。）

二　第一項第一号の場合にあっては、当該経済産業大臣の確認を受けたことを証する書面（当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面を含む。）

三・四　［略］

４　［略］

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～九　［略］

十　特定契約申込者の認定発電設備が屋根設置太陽光発電設備である場合であって、第四条の二第二項第八号の二イ及びロに掲げる書類、同号ハの工事計画（変更）届出書の写し又は使用前自己確認結果届出書の写し並びに同号ニの写真が提出されていないとき。

２～４　［略］

（一時調達契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条の三　法第十六条第二項の経済産業省令で定める正当な理由については、第十四条の規定を準用するほか、一時調達契約の申込みを行う者の認定発電設備において使用する電気について、当該認定発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造となっていないこととする。

備考　表中の［　］は注記である。

［新設］

（交付金相当額積立金の取戻し）

第十三条の三の九　［略］

２・３　［略］

［新設］

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　［略］

２　［略］

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。）の解体等の実施に要する費用に充てる場合にあっては、解体等を行うことを証する書面（解体等を完了した場合には解体等を完了したことを証する書面）及びその費用の額を証する書面

二　第一項第一号の場合にあっては、当該経済産業大臣の確認を受けたことを証する書面

三・四　［略］

４　［略］

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～九　［略］

［新設］

２～４　［略］

（一時調達契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条の三　法第十六条第二項の経済産業省令で定める正当な理由については、第十四条の規定を準用する。